

平成 年 月 日

関東信越税理士国民健康保険組合
理 事 長 様

誓 約 書

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約します。

- 1、関東信越税理士国民健康保険組合規約（以下、規約と言う）第 20 条に基づき保険料を賦課期日の翌月 1 日までに納付します。
- 2、規約第 8 条の 2 の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、上記 1 の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第 22 条に基づき督促状 1 通につき 300 円を組合に支払います。
- 4、督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第 23 条により計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、保険料滞納が理由もなく 6 箇月を経過した場合等、規約第 11 条に基づき除名されても異議申立てしません。
- 6、被保険者の喪失に伴い、規約第 10 条に基づき被保険者証を 14 日以内に返却します。

以 上

事務所名（税理士法人名） _____

事業主名（代表社員名） _____ ⑩